



# 就学援助制度のお知らせ (令和元年度)



木更津市では、お子さんが小・中学校で安心して教育を受けられるように、経済的理由でお困りの方に対して、学用品費、給食費などを援助する制度を設けています。

## 1 就学援助費の支給対象となる方



- ①木更津市立の小・中学校へ就学する児童生徒の保護者（在籍学級は問いません。）
  - ②保護者が生活保護を受けている又はそれに準ずる程度に経済的にお困りの方
- ① ②をすべて満たしている方が申請することができ、その後認定された方。

※生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費のみが対象となります。  
※新築家屋を取得した場合等は、就学援助費の支給対象とはなりません。



## 2 支給申請の方法と結果通知の流れ

- ①就学している学校へ就学援助制度申請のご相談・面談。
- ②申請書を学校から受け取り、必要事項を記載し、学校へ提出。
- ③教育委員会において審査。
- ④審査結果を学校通じて保護者へ通知。

※地区の民生委員がお伺いする場合があります。ご協力をお願いします。  
※審査結果の通知は、申請書を提出してから1～2ヵ月程度かかります。

### ○ 提出するもの



- ①就学援助申請書
- ②承諾書
- ③要保護・準要保護児童生徒調査票
- ④保護者の方及び生計を同一としている18歳以上の方全員の（※）  
平成31年度所得・税額証明書（扶養されている方は除く。）  
（4～6月の申請は、源泉徴収票又は確定申告の控えとなります。）

※所得がない場合は、非課税証明書となります。

※年金を受給されている場合は、年金手帳の写しも提出してください。

※生計を同一している方とは・・・

世帯が別であっても、光熱費や食費を共にしている方  
(学生のアパート代は除きます。)



☆参考 就学援助の内容



援助対象費目	対象学年	援助費（年額）	
		小学生	中学生
学用品費（注）	小・中学校の全学年	11,520円	22,510円
通学用品費（注）	小学校2～6年生 中学校2・3年生	2,250円	
宿泊を伴わない 校外活動費	小・中学校の全学年 ※対象外経費あり	1,580円 （上限）	2,290円 （上限）
新入学児童生徒 学用品費等	年度当初・前年度申請で 認定された小学校1年 生・中学校1年生	50,600円	57,400円
宿泊を伴う 校外活動費	小・中学校の全学年 ※対象外経費あり	3,650円 （上限）	6,150円 （上限）
修学旅行費	小学校6年生 中学校3年生 ※対象外経費あり	実費	
学校給食費	小・中学校の全学年	実費 ※直接市の歳入へ振込いたします。	
医療費	小・中学校の全学年	実費 ※医療券にて支給いたします。	

※就学援助費の金額は、変更となる場合もございます。

（注）・学用品費・通学用品費は、年額を3回に分けて支給します。

（7月・12月・3月 支給予定）

また、年度途中から認定された場合は、支給される金額が年額より少なくなります。

- ・年度当初に申請された小学校1年生・中学校1年生の保護者の方については、新入学用品費のみ6月に支給します。（入学前支給を受けた方は除きます。）
- ・生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費のみが対象となります。

ご不明な点がございましたら、  
お気軽にお問い合わせください。

5 お問い合わせ先

木更津市教育委員会 教育部学校教育課 学務保健係

住所：木更津市朝日三丁目10番19号 木更津市役所朝日庁舎 2階

TEL：0438-23-5259（直通）

